

新型コロナウイルス感染症に関する災害見舞金の適用について

広島県美容業生活衛生同業組合
共 済 委 員 会

日頃は組合活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。広島県におきましては、7月21日付において「感染拡大に対する警戒強化宣言」も発表されました。日々の営業につきましても、各々が大変な思いをされているかと思われまます。

上記の現状を踏まえて、万一新型コロナウイルスに感染して組合員及び店舗が影響を受けた場合に、気持ちばかりではあります。災害見舞金を活用し組合員を励ますことができればと思ひ、8月31日に開催された第3回理事会にて見舞金を給付する事を提案したところ、承認されました。

記

●給付条件

- ① 組合員本人が新型コロナウイルスに罹患した場合、もしくは組合加入店舗において従業員やお客様が罹患され、消毒等で店舗を強制的に休業せざるをえない場合。上記理由ではなく自主的な休業やテナント事情による休業の場合はこの限りでない。

(以下「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」とする。)

- ② 上記「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」の状況となる前に、広島県の「新型コロナウイルス対策宣言店」にエントリーを行っていること。

※令和2年9月30日以前に「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」の状況になった場合、②の条件を除外する。

- ③ その他の事案については随時共済委員会において審議を行い、給付を行うか決定する。

●給付金額

「広島県美容組合における新型コロナウイルス禍」の状況に陥った組合加盟店1店舗につき30,000円もしくは組合員本人が罹患した場合30,000円のいずれか1回限り。

●給付方法

別紙の記載および添付文書を支部長経由で組合へ提出する

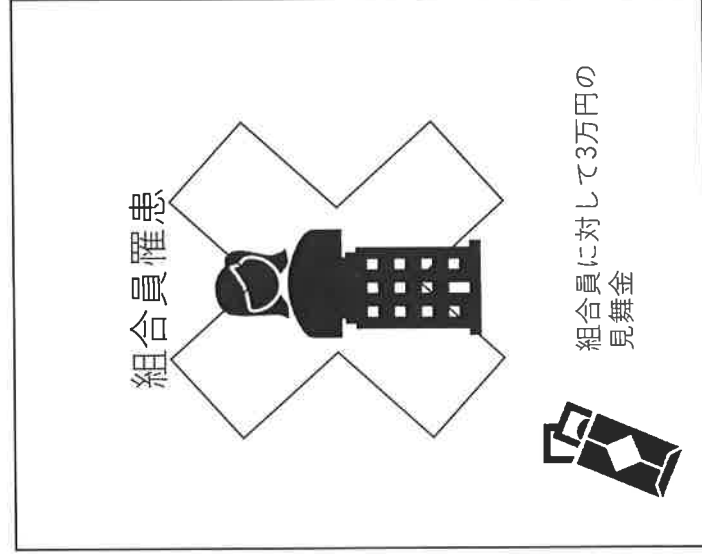
- ① 新型コロナウイルスに禍における見舞金について（組合書式、要支部長承認。）
- ② 従業員やお客様の罹患により休業する場合は、休業案内を店舗で掲示している状況がわかる写真。組合員本人が罹患した場合は診断書のコピー。
- ③ 「新型コロナウイルス宣言店」のコピー

●その他

上記見舞金については令和3年3月31日をもって終了とするが、新型コロナウイルス禍の状況により、理事会の承認を得ることを条件に期間の延長を行うこともある。

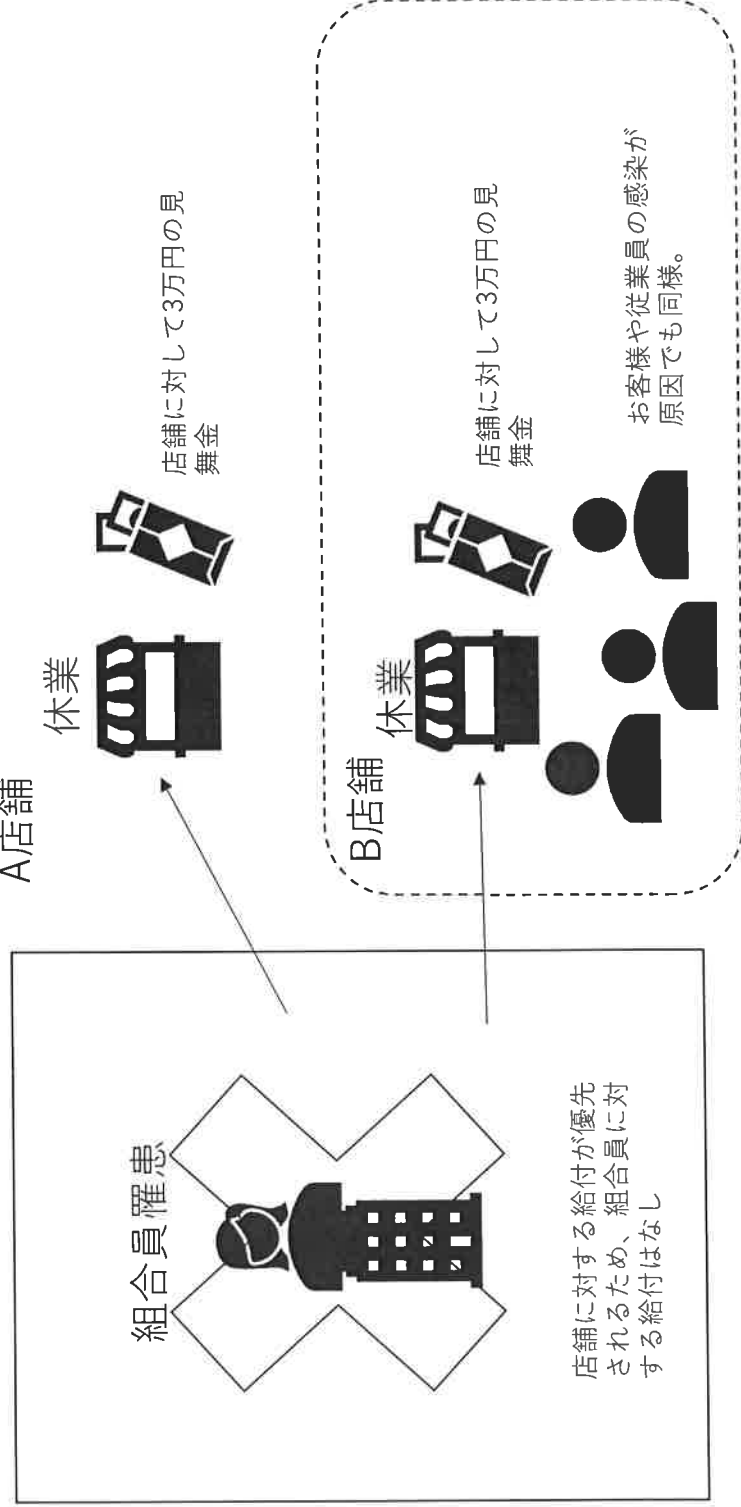
◆組合員が新型コロナウイルスに罹患した場合

- ①店舗に出ていない組合員が罹患したため、店舗は休業しないで済んだ
→組合員本人が罹患しているため、店舗が休業していても組合員が罹患のため3万円の見舞金。



◆組合員が新型コロナウイルスに罹患した場合

- ②店舗に出ている組合員が罹患したため、出入りしている組合加盟店舗が2店舗休業
→A店舗、B店舗に対する休業に対する見舞金として、各店舗3万円の見舞金



◆お客様や従業員が新型コロナウイルスに罹患した場合

③店舗従業員が罹患して、B店舗の休業を余儀なくされた。

→B店舗に対して3万円の見舞金

